証券コード　9717
平成28年２月８日

株　主　各　位

東京都港区高輪三丁目５番23号
株式会社 ジャステック
代表取締役社長　中　谷　　昇

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年２月24日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年２月25日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都港区白金台一丁目１番50号
シェラトン都ホテル東京「醍醐東」の間

３．会議の目的事項

報 告 事 項　　１．第45期（平成26年12月１日から平成27年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第45期（平成26年12月１日から平成27年11月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第８号議案　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

第９号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

第10号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

また、資源節約のため、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎当社は、法令および定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jastec.co.jp）に掲載しておりますので、本株主総会の添付書類には記載しておりません。

①　連結計算書類の「連結注記表」

②　計算書類の「個別注記表」

なお、添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役がそれぞれ会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎本株主総会招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jastec.co.jp）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成26年12月１日から
平成27年11月30日まで）

１．企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の金融政策正常化に向けた動きならびに中国およびアジア新興国における景気後退等が懸念されるなか、米国経済の堅調な拡大およびユーロ圏の景気持ち直しの影響を受けて、総じて緩やかな回復傾向で推移しました。

わが国経済は、円安による物価水準の上昇が見られるものの、大企業の堅調な設備投資ならびに雇用情勢および所得環境の改善による個人消費の持ち直し等により、企業収益は総じて改善傾向にあり、緩やかな景気回復傾向が今後も継続していくものと期待されます。

企業のＩＴ投資は、企業収益の改善を背景に、特に大手企業のシステム化投資が積極姿勢に転換しつつあり、総じて堅調に推移しました。

このような環境下、当社グループは、前連結会計年度に引き続き、幅広い業種からの受注獲得を目指し、再構築案件、制度改定に係る案件および企業が新たに取組む業務等に注力した営業を展開しました。その結果、当連結会計年度の連結業績は次のとおりとなりました。

売上高は、ソフトウェア開発事業において、金融・保険業、電力・運輸業等の開発案件が牽引し、全体では前連結会計年度を上回りました。

利益面は、ソフトウェア開発事業における売上高の増加等により、営業利益および経常利益は前連結会計年度を上回りました。当期純利益は経常利益の増加に加えて、連結子会社JASTEC International,Inc.の解散決議を契機とした繰延税金資産の計上に伴い、法人税等調整額が大幅に減少した結果、前連結会計年度を大幅に上回りました。

	金額 （百万円）	売上高比率 （%）	対前連結会計年度	
			増減額 （百万円）	増減率 （%）
売上高	14,377	100.0	2,021	16.4
営業利益	1,593	11.1	437	37.9
経常利益	1,800	12.5	415	30.0
当期純利益	2,390	16.6	1,605	204.4

当連結会計年度のセグメント別の業績は、次のとおりとなりました。

報告セグメント		金額 （百万円）	売上高比率 （%）	対前連結会計年度	
				増減額 （百万円）	増減率 （%）
ソフトウェア開発事業	売上高	14,276	100.0	2,101	17.3
	セグメント利益 （営業利益）	1,695	11.9	402	31.1
システム販売事業	売上高	101	100.0	△ 80	△44.3
	セグメント損失（△） （営業損失）	△ 102	△100.8	35	―

（ソフトウェア開発事業）

金融・保険業の基幹業務案件および再構築案件、電力・運輸業の再構築案件、流通・サービス業の再構築案件等の売上増に伴い、売上高は前連結会計年度より21億１百万円（17.3%）増加し、142億76百万円となりました。また、セグメント利益は増収効果等により前連結会計年度に比べ４億２百万円（31.1%）増加し、16億95百万円となりました。

（システム販売事業）

類似画像検索技術関連のライセンス販売およびクラウドサービスの縮小均衡を図った結果、売上高は前連結会計年度より80百万円（44.3%）減少し、１億１百万円となりました。また、セグメント損失は前連結会計年度に比べ35百万円減少（前連結会計年度セグメント損失　１億37百万円）し、１億２百万円となりました。

なお、セグメント別営業利益の前連結会計年度との増減分析は、次のとおりであります。

増減分析区分	金　額（百万円）	対売上高比率（%）
ソフトウェア開発によるセグメント利益（営業利益）の増減額	402	2.8
売上高の変動による増減額	224	1.6
外注比率の変動による増減額	40	0.3
社内開発分の原価率の変動による増減額	34	0.2
外注分の原価率の変動による増減額	96	0.7
販売費及び一般管理費比率の変動による増減額	8	0.0
システム販売によるセグメント利益（営業利益）の増減額	35	0.2
合　計	437	3.0

また、報告セグメントおよびソフトウェア開発事業における市場別区分の売上高は、次のとおりであります。

報告セグメント	市場別区分	売上高（千円）	対前期増減率（%）	構成比（%）
ソフトウェア開発事業	素材・建設業	979,447	13.3	6.8
	製造業	2,063,069	△ 3.0	14.4
	金融・保険業	6,730,988	17.2	46.8
	電力・運輸業	2,015,997	114.5	14.0
	情報・通信業	1,638,668	△ 10.6	11.4
	流通・サービス業	839,843	26.8	5.8
	官公庁・その他	7,986	446.7	0.1
	小計	14,276,001	17.3	99.3
システム販売事業		101,476	△ 44.3	0.7
合計		14,377,477	16.4	100.0

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、米国の金融政策が正常化に向かうなか、中国をはじめとするアジア新興国等の景気減速による下振れリスクが懸念されるものの、政府および日銀による各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されます。また、企業の情報化投資についても企業収益の改善などを背景に回復傾向が持続するものと予測されます。

当社グループは、このような見通しに立ち、以下に掲げる課題および３年間の重点施策を設定し、これらを達成すべく全社員一丸となって取り組んでまいります。

なお、海外における事業展開については、新たなビジネス展開を目指すべく挑戦テーマを探ってまいります。

① 課題

１）世代交代を可能とする人材の発掘と育成

２）利益の拡大および利益率の改善

３）ＡＣＴＵＭ®（注１）（ＣＭＭＩ（注２）レベル５準拠）等の更なる技術向上

４）情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＯ27001）の効果的な運用強化

５）女性活躍の推進

６）社外との連携の強化

７）グローバルビジネスの展開

（注１） ＡＣＴＵＭ®は、当社独自の生産管理システムの商標名です。

（注２） ＣＭＭＩは、ソフトウェア開発プロセスに対する能力度（プロセス改善の達成度）と成熟度（プロセス改善の度合い）を評価する国際標準的指標です。

② 重点施策

－企業集団－

部門	重点施策		第46期（平成28年11月期）	第47期（平成29年11月期）	第48期（平成30年11月期）
全社	業績の拡大	連結売上高（対前期増減率）	15,790百万円（9.8%増）	17,301百万円（9.6%増）	18,828百万円（8.8%増）
		経常利益率	12.8%	13.4%	14.0%

－当社－

部門	重点施策		第46期（平成28年11月期）	第47期（平成29年11月期）	第48期（平成30年11月期）
全社	業績の拡大	売上高（対前期増減率）	15,707百万円（10.0%増）	17,220百万円（9.6%増）	18,750百万円（8.9%増）
		経常利益率	13.0%	13.5%	14.0%

・当社のその他重点施策

部門	重点施策		第46期（平成28年11月期）	第47期（平成29年11月期）	第48期（平成30年11月期）
製造	各期末時点稼働要員数	社員数（うち開発要員数）	1,119名（1,029名）	1,213名（1,127名）	1,299名（1,215名）
		協力会社開発要員数	750名	803名	864名
		計	1,869名	2,016名	2,163名
技術	技術研究および技術情報収集	研究開発費	17百万円	17百万円	17百万円
		期中平均要員数	２名	２名	２名
教育	教育費		246百万円	268百万円	268百万円
品質環境管理	ＣＭＭＩの運用（単年度差引投資効果）		70百万円	95百万円	123百万円
人材開拓	採用	新卒	170名	170名	180名
		中途	10名	10名	10名
総務経理	昇給率	昇降格	1.4%	1.4%	1.4%
		賞与アップ	0.8%	0.9%	0.9%
		ベースアップ	0.2%	―――	―――
		合計	2.4%	2.3%	2.3%

（注） この表の記載事項は目標数値であり、外部環境の変化等により目標を達成できない場合は、今後の経営成績、財政状態に影響を受けることがあります。また、翌期の中長期計画作成時、当社グループを取り巻く状況の変化により第47期、第48期の内容を見直す可能性があります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は158百万円で、その主なものは事務機器およびネットワーク機器等のリース資産の取得ならびに社内利用ソフトウェアの導入であります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度末において借入金残高はありません。

(5) 重要な組織再編等の状況

当社は、海外事業の損益改善を行うため、次のとおり海外子会社の再編を行いました。

① 子会社の解散

当社は、平成27年３月24日付でLTU Technologies S.A.S.およびLTU Technologies Inc.を解散し、また、平成27年５月21日付でJASTEC International,Inc.を解散しております。この３社のうち、LTU Technologies Inc.は平成27年９月29日付で清算結了しておりますが、その他２社は当事業年度末において清算手続中であります。

② 子会社の設立

当社は、平成27年４月21日付で、100%出資子会社であるJASTEC FRANCE S.A.S.を設立しております。

③ 子会社間の事業譲渡

当社は、平成27年６月23日付で、LTU Technologies S.A.S.の資産の一部（JASTEC FRANCE S.A.S.が類似画像検索技術に関するソフトウェアパッケージのサポートサービスを専門に営むのに必要な資産）を、JASTEC FRANCE S.A.S.へ譲渡しております。

(6) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分＼年度	第42期 (平成24年11月期)	第43期 (平成25年11月期)	第44期 (平成26年11月期)	第45期 (当連結会計年度) (平成27年11月期)
売上高（千円）	9,613,939	10,874,255	12,356,472	14,377,477
経常利益（千円）	628,294	1,052,066	1,385,821	1,800,929
当期純利益（千円）	128,668	554,749	785,352	2,390,564
1株当たり当期純利益（円）	7.47	32.18	45.41	137.15
総資産（千円）	13,736,679	14,455,129	15,113,937	17,365,556
純資産（千円）	11,396,359	11,582,388	12,128,591	14,029,672
1株当たり純資産額（円）	658.70	667.86	695.62	800.56

(注) 第45期における当期純利益の増加は、経常利益の増加の他、連結子会社JASTEC International,Inc.の解散決議を契機とした繰延税金資産の計上に伴い、法人税等調整額が大幅に減少したことによるものであります。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分＼年度	第42期 (平成24年11月期)	第43期 (平成25年11月期)	第44期 (平成26年11月期)	第45期 (当事業年度) (平成27年11月期)
売上高（千円）	9,435,916	10,726,624	12,179,255	14,277,057
経常利益（千円）	847,526	1,193,895	1,515,483	1,856,762
当期純利益または当期純損失（△）（千円）	△ 3,801,077	508,296	780,659	2,492,863
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失（△）（円）	△ 220.56	29.48	45.13	143.02
総資産（千円）	13,689,654	14,394,528	15,110,277	17,391,853
純資産（千円）	11,397,975	11,577,348	12,065,875	14,008,773
1株当たり純資産額（円）	658.79	667.57	692.00	799.37

(注) 第42期における当期純損失は、特別損失として関係会社株式評価損4,163,992千円を計上したこと等によるものであります。
第45期における当期純利益の増加は、経常利益の増加の他、連結子会社JASTEC International,Inc.の解散決議を契機とした繰延税金資産の計上に伴い、法人税等調整額が大幅に減少したことによるものであります。

(7) 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
JASTEC FRANCE S.A.S.	989,000ユーロ	100%	システム販売

(注)　JASTEC FRANCE S.A.S.は、平成27年４月21日に設立した連結子会社であります。

(8) 主要な事業内容（平成27年11月30日現在）

当社グループは、ソフトウェア開発およびシステム販売を主な事業としております。

(9) 主要な拠点等（平成27年11月30日現在）

①　当社

名称	拠点	所在地
株式会社ジャステック	本社	東京都港区
	戸越分室	東京都品川区
	沼津営業所	静岡県沼津市
	福岡営業所	福岡県福岡市
	大阪営業所	大阪府大阪市
	仙台営業所	宮城県仙台市
	名古屋営業所	愛知県名古屋市

②　連結子会社

名称	拠点	所在地
JASTEC FRANCE S.A.S.	本社	仏国パリ

(10) 従業員の状況（平成27年11月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数
ソフトウェア開発事業	1,129名
システム販売事業	5名
合計	1,134名

（注） 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの受入出向者を含む就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,129名	69名増	34.3歳	10.9年

（注） 従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への受入出向者を含む就業人員数であります。

(11) 主要な借入先（平成27年11月30日現在）

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事実

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成27年11月30日現在）

(1) **発行可能株式総数**　普通株式　60,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　普通株式　18,287,000株

(3) **株主数**　6,490名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
神山　茂	2,953,600	16.89
有限会社サスヤマ	1,200,000	6.86
ジャステック従業員持株会	1,005,794	5.75
東京海上日動火災保険株式会社	593,280	3.39
第一生命保険株式会社	550,000	3.14
日本生命保険相互会社	402,480	2.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	339,000	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	324,900	1.85
太田　忠雄	220,000	1.25
市田　行雄	220,000	1.25

（注）　持株比率は自己株式（803,676株）を除いて計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	平成21年新株予約権	平成22年新株予約権
発行決議の日	平成21年２月26日	平成22年２月25日
保有人数および新株予約権の個数 当社取締役	１名　100個	１名　100個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株	10,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	502円	546円
新株予約権の行使期間	平成23年３月１日～ 平成28年２月20日	平成24年３月１日～ 平成29年２月20日

	平成23年新株予約権	平成24年新株予約権
発行決議の日	平成23年２月24日	平成24年２月23日
保有人数および新株予約権の個数 当社取締役	２名　170個	３名　270個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	17,000株	27,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	471円	500円
新株予約権の行使期間	平成25年３月１日～ 平成30年２月20日	平成26年５月１日～ 平成31年２月20日

	平成25年新株予約権	平成26年新株予約権
発行決議の日	平成25年２月21日	平成26年２月20日
保有人数および新株予約権の個数 当社取締役	３名　300個	３名　300個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株	30,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	644円	744円
新株予約権の行使期間	平成27年４月１日～ 平成32年３月31日	平成28年４月１日～ 平成33年３月31日

	平成27年新株予約権
発行決議の日	平成27年２月26日
保有人数および新株予約権の個数 当社取締役	３名　260個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	914円
新株予約権の行使期間	平成29年４月１日～ 平成34年３月31日

(2) 当事業年度中に当社使用人に職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	平成27年新株予約権
発行決議の日	平成27年２月26日
割当て対象者数および新株予約権の個数 当社使用人	63名　1,183個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	118,300株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	914円
新株予約権の行使期間	平成29年４月１日～ 平成34年３月31日

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年11月30日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	神山　茂	
代表取締役社長	中谷　昇	最高経営責任者 JASTEC FRANCE S.A.S.代表取締役社長
取締役	太田忠雄	常務執行役員営業本部本部長
取締役	市田行雄	常務執行役員総務経理本部本部長兼総務部長 兼人材開拓部長兼情報システム部長
取締役	宮本伸二	執行役員製造本部本部長兼製造１部長兼技術部長
取締役	村中英俊	執行役員製造本部副本部長兼製造４部長
取締役	加藤浩一	執行役員製造本部副本部長兼製造３部長兼情報セキュリティ管理室長
常勤監査役	竹田正人	ＳＢＳホールディングス株式会社社外監査役
監査役	永島　豊	公認会計士永島会計事務所所長 監査法人ベリタス代表社員
監査役	松本　実	松本実公認会計士事務所所長 三信電気株式会社社外監査役 フォスター電機株式会社社外取締役

（注）１　常勤監査役の竹田正人、監査役の永島　豊および松本　実は、社外監査役であります。当社は、東京証券取引所に対して常勤監査役の竹田正人、監査役の永島　豊および松本　実を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
常勤監査役の竹田正人は、長年にわたる経理部門および監査役の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役の永島　豊は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役の松本　実は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

２　当事業年度中の取締役または監査役の異動は次のとおりであります。
平成27年２月26日付
山田信一は、監査役を任期満了に伴い退任いたしました。
平成27年２月26日付
松本　実は、新たに監査役に就任いたしました。

3　当事業年度中の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
市田行雄	常務執行役員 総務経理本部本部長 兼総務部長 兼人材開拓部長	常務執行役員 総務経理本部本部長 兼総務部長 兼人材開拓部長 兼情報システム部長	平成27年６月１日
村中英俊	執行役員 製造本部本部長 兼製造４部長 兼情報システム部長	執行役員 製造本部本部長 兼製造４部長	平成27年６月１日

4　当事業年度後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
太田忠雄	常務執行役員 営業本部本部長	常務執行役員 営業本部管掌 コンサルティング ＆マーケティング担当	平成27年12月１日
市田行雄	常務執行役員 総務経理本部本部長 兼総務部長 兼人材開拓部長 兼情報システム部長	常務執行役員 購買部管掌 総務経理本部本部長 兼総務部長 兼人材開拓部長 兼情報システム部長	平成27年12月１日
宮本伸二	執行役員 製造本部本部長 兼製造１部長 兼技術部長	執行役員 技術部管掌 製造本部本部長 兼製造１部長 兼教育部長	平成27年12月１日
村中英俊	執行役員 製造本部副本部長 兼製造４部長	執行役員 品質環境管理室長 兼情報セキュリティ 管理室長	平成27年12月１日
加藤浩一	執行役員 製造本部副本部長 兼製造３部長 兼情報セキュリティ管理室長	―――	平成27年12月１日

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	ストックオプション	賞与	役員退職慰労引当金繰入額	
取締役	130,849	102,240	1,869	－	26,740	7
監査役 （うち社外監査役）	14,400 (14,400)	12,000 (12,000)	－	－	2,400 (2,400)	4 (4)
合計	145,249	114,240	1,869	－	29,140	11

（注）１　取締役の報酬は、平成４年２月開催の定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分は含まない）と決議いただいております。

２　監査役の報酬は、平成元年２月開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

３　上表には、平成27年２月開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役１名に対する報酬等を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
常勤監査役	竹田正人	ＳＢＳホールディングス株式会社社外監査役
監査役	永島豊	公認会計士永島会計事務所所長 監査法人ベリタス代表社員
監査役	松本実	松本実公認会計士事務所所長 三信電気株式会社社外監査役 フォスター電機株式会社社外取締役

（注） 兼職先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

② 主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
常勤監査役	竹田正人	当事業年度開催の取締役会13回および監査役会12回のすべてに出席し、主に他社における長年の経理部門および監査役の経験からの発言を行っております。
監査役	永島豊	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査役会12回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	松本実	就任後開催の取締役会10回のうち９回、監査役会９回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項および当社定款第34条第２項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額とし、かかる金額を超える部分については、各社外監査役は責任を免れるものとしております。

④ 社外取締役の設置予定

当社は、従前、業務に精通している社内取締役による迅速かつその特性を踏まえた取締役会における意思決定を重視しており、また、業務知識を熟知した方であっても取引先等の人材を社外取締役として選任することは当社の独立性を維持する立場から困難と考えていたことから、第45期事業年度末に至るまで社外取締役を設置しておりませんでした。しかしながら、平成27年５月１日付の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正法」という。）の施行、東京証券取引所によるコーポレートガバナンス・コードの制定および近時のコーポレート・ガバナンスの議論において取締役会の監督機能が重視されていること等を踏まえ、当社のコーポレート・ガバナンス体制について検討を行いました。その結果、取締役会の監督機能をより一層強化することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と企業価値の向上を図るため、平成27年９月29日開催の取締役会にて、第45回定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件として監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これにより、当社は第46期事業年度から監査等委員会設置会社への移行により社外取締役（監査等委員である取締役）の設置を予定いたしております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等

①	公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬	38,100千円
②	当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	38,100千円

（注）１　上記①は、当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

２　当社監査役会は、会計監査人の監査実績の分析のほか、監査計画の内容、会計監査の実施状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 子会社の会計監査人の状況

当社の子会社であるJASTEC FRANCE S.A.S.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性および専門性等に疑義が生じる事由が発生し、会計監査人の職務の適切な遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定します。取締役会は、当該決定に基づいて会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意に基づいて会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

６．業務の適正を確保する体制

当社は、「改正法」および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年２月６日法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年５月21日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしました。

改定後の内容は、次のとおりです。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づいて、次のとおり当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備します。（会社法第362条第４項第６号）

【１】取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第１項第１号）

１．当社は、代表取締役社長直轄の「情報セキュリティ管理室」を設置しており、情報セキュリティマネジメントマニュアル等の諸規程等を定め、当社が取り扱うすべての情報資産を適切に保護するための情報セキュリティマネジメントシステムを確立して、情報処理設備およびそこで扱われている情報の不正利用、破壊および滅失の防止ならびに天災等からの保護に努めることとします。（平成18年３月に「ＩＳＯ27001」の認証を一般財団法人日本品質保証機構より受けております。）

２．当社は、「個人情報保護コンプライアンスプログラム」を定めており、個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じる体制を整備し、個人情報の保護に努めることとします。（平成10年９月に「プライバシーマーク」の付与を一般財団法人日本情報経済社会推進協会より受けております。）

３．当社は、法令に基づき備置および公示義務のある書類をはじめ、会社経営および業務執行に係る重要文書の保存およびその管理を適正かつ円滑に行うことを目的として、「情報センター」を設置しており、「情報センター運営規則」を定め、重要文書の登録、保存および閲覧等に関する取り扱いを一元的に管理することとします。

【２】損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第１項第２号）

１．当社は、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程をはじめとする諸規程において、職務権限およびその行使に関する所定の手続きを定め、取締役会、代表取締役社長、取締役、執行役員および管理職社員の責任と権限を明確にし、業務を執行することとします。

２．当社は、代表取締役社長直轄の「予算編成委員会」を設置しており、各部署の業務計画に対する進捗状況、予測状況およびそれらの推移に係る予算統制を執行し取締役会へ報告することとします。

３．当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、役職員による不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努めることとします。

４．当社は、次の国際標準のマネジメント要件を具備したマネジメントおよびそのリスクに対処するシステムを構築しており、継続的かつ実践的な運用を行うこととします。

ア．情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＯ27001）

イ．品質マネジメントシステム（ＩＳＯ9001，ＣＭＭＩ）

ウ．環境マネジメントシステム（ＩＳＯ14001）

５．当社は、事業継続計画を策定して災害等による損失の危険に備えるとともに、企業集団の全般的な取り組みとして、リスク管理の基本方針を定め、当社および企業集団の業務に係るリスクの識別と対処についての包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。

【３】取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第３号）

１．当社は、中長期事業計画、予算および経営課題等に関する重要な経営情報の共有化を図る一方、使用人からの提案制度に基づく経営への提言機会を設けるとともに、能力主義の具現化および人事評価の公平性を保つため、人事評価プロセスの明確化および評価結果の社内開示等を行っており、経営全般に関する透明度を高め、社内の組織的および人的牽制機能を確立し効率的な職務執行を実践することとします。

２．当社は、毎月開催する定例取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および決算期時点における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備し、その充実を図ることとします。

３．当社は、執行役員制度を導入しており、「取締役会の経営に関する意思決定機能、業務執行に対する監視監督機能およびその責任」と「執行役員の業務執行機能とその責任」との区分を明確化することとします。

【４】取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第４項第６号、会社法施行規則第100条第１項第４号）

１．当社は、法令の遵守はもとより広く社会一般から求められている価値観や倫理観に基づいて誠実にかつ責任を持って行動するために、「企業行動憲章」を定めており、この憲章を遵守して企業活動に取り組むこととします。

２．当社は、「企業行動憲章」で『良き企業市民として、会社の発展に貢献するとともに、広く社会に眼を開き、企業の行動が社会常識から逸脱しないよう常に注意を払い、政治および行政との適切な関係を保つ。』と、会社の内外に向けて宣言するとともに、「企業行動憲章に基づくコンプライアンス行動指針」において市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨を全社員に周知し、徹底することとします。

３．当社は、代表取締役社長を委員長とし、取締役および監査役を構成員とする「ＣＳＲ委員会」を設置しており、企業のガバナンス体制およびコンプライアンス体制の構築と整備ならびに監視を行うこととし、企業の社会的責任、企業倫理および法令遵守の意識の周知徹底を図ることとします。

４．当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、業務執行ラインとは異なる立場で会計監査、組織および制度監査、業務監査等を実施し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象部署に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。

【５】当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第５号）

【５】-１．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第１項第５号-イ）

１．毎月開催する当社の定例取締役会において、各子会社の業務計画に対する進捗状況および決算期時点における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備し、その充実を図ることとします。

【５】-２．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第１項第５号-ロ）

１．当社は、リスク管理の基本方針を定め、当社および企業集団の業務に係るリスクの識別と対処についての包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。

【５】-３．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第５号-ハ）

１．代表取締役社長直轄の「監査室」は、企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するために業務監査を実施または統括し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象会社に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。

２．監査役が企業集団の連結経営に対応した企業集団全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査役と会計監査人および監査室との緊密な連携体制を構築することとします。

【５】-４．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第５号-ニ）

１．当社は、企業集団各社のＣＳＲ（Corporate Social Responsibility）ならびに経営理念および基本戦略を尊重するとともに、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策ならびに企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範および規則を整備することとします。

【６】監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第１号）

１．当社は、現在、監査役の職務を補助する使用人は設置しておりませんが、監査役の要請に基づいて監査役の職務補助のための監査役付使用人を置くこととします。

２．当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項については、監査役会の事前の同意を得て、取締役会が決定することとします。

【７】前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第２号）

１．監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとします。

２．当該使用人の人事考課等については、監査役会の評価に基づいて監査役会の事前の同意を得て取締役会が決定することとします。

【８】監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第３号）

１．監査役付使用人を置く場合、当該使用人が監査役の指揮命令に従うものである旨を周知徹底することとします。

【９】監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第３項第４号）

【９】-１．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条第３項第４号-イ）

１．当社は、毎月開催する定例取締役会において、監査役の出席を得て、各部署の業務計画に対する進捗状況および事業年度末時点における予測状況ならびにそれらの推移を報告することとしており、必要に応じ、取締役および使用人の職務執行について意見交換を実施することとします。

２．取締役および使用人は、法令または定款に違反する重大な行為および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告することとします。

３．当社は、使用人がコンプライアンスに関して問題等を発見した場合の相談および通報窓口として「ヘルプライン」を設置しており、その担当部門は通報の状況について、通報者の保護に配慮したうえで、監査役に適時報告することとします。

４．監査役は、「情報センター」に保存管理されている会社経営および業務執行に係る重要文書について、独自の判断に基づき随時閲覧可能となっており、必要な場合には、取締役および使用人に説明を求めることができることとします。

【９】-２．子会社の役職員または当該役職員から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条第３項第４号-ロ）

１．子会社の取締役および使用人は、法令等の違反行為および当社企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を当該子会社の監査役および当該子会社を管理する当社部門に報告することとします。

【10】前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第３項第５号）

１．当社は、監査役への報告を行った当社および子会社の取締役と使用人に対して、その報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、企業集団の役員および従業員に周知することとします。

【11】監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第６号）

１．監査役が職務の執行に伴う費用の前払等の請求をしたときは、当該費用等が監査役としての職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用または債務を支払うこととします。

２．監査役の職務の執行に伴い発生する経常的な監査費用については、毎期、一定額の予算を設けることとします。

【12】その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第３項第７号）

１．監査役は、必要に応じて会計監査人および顧問弁護士等の意見を求め、また、監査室の内部監査結果の報告を受け、適時、当該関係者との意見交換を実施することができることとします。

２．監査役は、会計監査人の四半期レビューおよび期末監査に係る関連各部署責任者への監査結果報告会に出席するとともに、会計監査人からの監査状況の報告連絡会等において、意見交換を実施することができることとします。

３．監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、監査上の課題および監査体制の整備等について意見交換を実施することができることとします。

７．業務の適正を確保する体制の運用状況

当社は、前項に記載した「内部統制システムの基本方針」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期における主な運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況

当期における会議の開催状況は、以下のとおりであります。

取締役会は13回開催し、取締役および当社と利害関係を有しない社外監査役が常時出席して、取締役の職務執行の適法性および効率性の観点に基づきその職務を監督しました。

特に、取締役会の監督機能をより一層強化することにより、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実と企業価値の向上を図るため、平成27年９月29日開催の取締役会で第45回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に監査等委員会設置会社に移行することを決議しました。

また、当該取締役会決議を受けて、平成27年11月26日開催の取締役会で第45回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に定款の一部変更を決議しました。

(2) 反社会的勢力の排除

当社は、反社会的勢力排除のために、取引先と反社会的勢力排除の覚書を締結するとともに、外部調査機関を活用して取引先が反社会的勢力で無いことの確認をすることにしました。

(3) 情報セキュリティマネジメントシステムの更新およびＣＭＭＩレベル５の達成

当社は、国際標準のマネジメントシステムとして運用している情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＯ27001）を平成27年３月24日に更新、またＣＭＭＩのレベル５の達成を平成27年６月12日に確認しました。

(4) 主な教育・研修の実施状況

当社は、取締役および社員のコンプライアンスへの理解を深め、職務執行を適正に行う環境を整備するために、主にコンプライアンス、情報セキュリティ、個人情報保護および環境等に関する教育・研修を実施しました。

連結貸借対照表

（平成27年11月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,552,320**	**流動負債**	**2,533,320**
現金及び預金	1,086,125	買掛金	549,536
売掛金	1,310,383	リース債務	74,726
有価証券	3,966,104	未払金	1,291,110
仕掛品	2,009,153	未払法人税等	468,387
繰延税金資産	66,442	プログラム保証引当金	11,849
その他	119,389	受注損失引当金	51,296
貸倒引当金	△ 5,278	その他	86,413
固定資産	**8,813,236**	**固定負債**	**802,563**
有形固定資産	**266,680**	リース債務	93,132
無形固定資産	**297,326**	退職給付に係る負債	33,755
ソフトウェア	290,207	役員退職慰労引当金	622,584
その他	7,119	資産除去債務	53,091
投資その他の資産	**8,249,229**	**負債合計**	**3,335,884**
投資有価証券	4,154,558	**純資産の部**	
敷金	300,009	**株主資本**	**13,826,743**
保険積立金	1,967,775	資本金	2,238,688
繰延税金資産	1,694,357	資本剰余金	2,133,404
その他	133,422	利益剰余金	9,952,123
貸倒引当金	△ 895	自己株式	△ 497,472
		その他の包括利益累計額	**169,764**
		その他有価証券評価差額金	129,248
		為替換算調整勘定	△ 17,063
		退職給付に係る調整累計額	57,580
		新株予約権	**33,164**
		純資産合計	**14,029,672**
資産合計	**17,365,556**	**負債・純資産合計**	**17,365,556**

連結損益計算書

（平成26年12月１日から
平成27年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		14,377,477
売上原価		11,210,797
売上総利益		3,166,680
販売費及び一般管理費		1,573,614
営業利益		1,593,066
営業外収益		
受取利息	379	
有価証券利息	111,429	
受取配当金	23,037	
保険配当金	18,857	
為替差益	48,794	
その他	13,473	215,973
営業外費用		
支払利息	2,903	
投資組合費	3,970	
株式交付費	1,014	
その他	222	8,110
経常利益		1,800,929
特別利益		
新株予約権戻入益	14,392	14,392
特別損失		
固定資産除売却損	2,379	
関係会社整理損	200,067	202,446
税金等調整前当期純利益		1,612,874
法人税、住民税及び事業税	712,649	
法人税等調整額	△1,490,339	△ 777,690
少数株主損益調整前当期純利益		2,390,564
当期純利益		2,390,564

連結株主資本等変動計算書

（平成26年12月１日から
平成27年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,238,688	2,124,499	8,085,426	△570,040	11,878,573
会計方針の変更による累積的影響額			△ 2,889		△ 2,889
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,238,688	2,124,499	8,082,537	△570,040	11,875,684
当期変動額					
剰余金の配当			△ 520,978		△ 520,978
当期純利益			2,390,564		2,390,564
自己株式の取得				△ 217	△ 217
自己株式の処分		8,905		72,785	81,690
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	8,905	1,869,585	72,567	1,951,058
当期末残高	2,238,688	2,133,404	9,952,123	△497,472	13,826,743

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	221,438	△85,136	65,171	201,473	48,543	12,128,591
会計方針の変更による累積的影響額						△ 2,889
会計方針の変更を反映した当期首残高	221,438	△85,136	65,171	201,473	48,543	12,125,702
当期変動額						
剰余金の配当						△ 520,978
当期純利益						2,390,564
自己株式の取得						△ 217
自己株式の処分						81,690
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 92,190	68,072	△ 7,591	△ 31,709	△15,379	△ 47,088
当期変動額合計	△ 92,190	68,072	△ 7,591	△ 31,709	△15,379	1,903,970
当期末残高	129,248	△17,063	57,580	169,764	33,164	14,029,672

貸借対照表

（平成27年11月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,446,691**	**流動負債**	**2,495,463**
現金及び預金	1,041,334	買掛金	542,287
売掛金	1,280,999	リース債務	74,726
有価証券	3,966,104	未払金	1,276,520
仕掛品	2,009,153	未払法人税等	468,387
前払費用	77,790	預り金	29,331
繰延税金資産	66,442	プログラム保証引当金	11,849
その他	9,499	受注損失引当金	51,296
貸倒引当金	△ 4,633	その他	41,064
固定資産	**8,945,162**	**固定負債**	**887,615**
有形固定資産	**266,680**	リース債務	93,132
建物	79,243	退職給付引当金	118,807
車両運搬具	14,285	役員退職慰労引当金	622,584
工具、器具及び備品	7,008	資産除去債務	53,091
リース資産	166,142	**負債合計**	**3,383,079**
無形固定資産	**297,326**	**純資産の部**	
ソフトウェア	290,207	**株主資本**	**13,846,361**
その他	7,119	**資本金**	**2,238,688**
投資その他の資産	**8,381,154**	**資本剰余金**	**2,133,404**
投資有価証券	4,144,558	資本準備金	2,118,332
関係会社株式	145,780	その他資本剰余金	15,072
敷金	297,857	**利益剰余金**	**9,971,740**
保険積立金	1,967,775	利益準備金	123,065
繰延税金資産	1,757,761	その他利益剰余金	9,848,675
破産更生債権等	572,000	別途積立金	6,909,300
その他	68,315	繰越利益剰余金	2,939,375
貸倒引当金	△ 572,895	**自己株式**	**△ 497,472**
		評価・換算差額等	**129,248**
		その他有価証券評価差額金	129,248
		新株予約権	**33,164**
		純資産合計	**14,008,773**
資産合計	**17,391,853**	**負債・純資産合計**	**17,391,853**

損　益　計　算　書

（平成26年12月１日から
平成27年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		14,277,057
売上原価		11,200,941
売上総利益		3,076,116
販売費及び一般管理費		1,380,245
営業利益		1,695,870
営業外収益		
受取利息	2,838	
有価証券利息	111,429	
受取配当金	23,037	
保険配当金	18,857	
その他	13,322	169,486
営業外費用		
支払利息	2,903	
投資組合費	3,970	
株式交付費	1,014	
その他	706	8,594
経常利益		1,856,762
特別利益		
新株予約権戻入益	14,392	14,392
特別損失		
固定資産除売却損	2,379	
関係会社貸倒引当金繰入額	188,000	
関係会社整理損	13,786	204,165
税引前当期純利益		1,666,989
法人税、住民税及び事業税	708,000	
法人税等調整額	△1,533,874	△ 825,874
当期純利益		2,492,863

株主資本等変動計算書

（平成26年12月１日から
平成27年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,238,688	2,118,332	6,166	2,124,499	123,065	6,909,300	970,380
会計方針の変更による累積的影響額							△ 2,889
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,238,688	2,118,332	6,166	2,124,499	123,065	6,909,300	967,491
当期変動額							
剰余金の配当							△ 520,978
当期純利益							2,492,863
自己株式の取得							
自己株式の処分			8,905	8,905			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	8,905	8,905	—	—	1,971,885
当期末残高	2,238,688	2,118,332	15,072	2,133,404	123,065	6,909,300	2,939,375

	株主資本			評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	8,002,745	△570,040	11,795,892	221,438	48,543	12,065,875
会計方針の変更による累積的影響額	△ 2,889		△ 2,889			△ 2,889
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,999,856	△570,040	11,793,003	221,438	48,543	12,062,986
当期変動額						
剰余金の配当	△ 520,978		△ 520,978			△ 520,978
当期純利益	2,492,863		2,492,863			2,492,863
自己株式の取得		△ 217	△ 217			△ 217
自己株式の処分		72,785	81,690			81,690
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△ 92,190	△15,379	△ 107,570
当期変動額合計	1,971,885	72,567	2,053,358	△ 92,190	△15,379	1,945,788
当期末残高	9,971,740	△497,472	13,846,361	129,248	33,164	14,008,773

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年１月19日

株式会社　ジャステック
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飯　野　健　一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　川　喜　裕　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ジャステックの平成26年12月１日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャステック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年１月19日

株式会社　ジャステック
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飯　野　健　一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　川　喜　裕　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジャステックの平成26年12月１日から平成27年11月30日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年12月１日から平成27年11月30日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年１月20日

株式会社ジャステック　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　竹田正人　㊞

監査役（社外監査役）　永島豊　㊞

監査役（社外監査役）　松本実　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

第45期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案するとともに、安定的な配当を維持する観点から、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は524,499,720円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年２月26日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　2,400,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　2,400,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．　提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正法」という。）が平成27年５月１日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社はこれを受けて平成27年９月29日開催の取締役会で、取締役会の監督機能をより一層強化することにより、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実と企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社に移行するために必要な規定の新設ならびに不要となる規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 改正法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。

業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第26条第２項の変更（第27条第２項に変更）に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の各変更に伴う章数および条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(4) 本議案における定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総　　則	**第１章　総　　則**
（商号） 第１条　当会社は、株式会社ジャステックと称し、英文では ＪＡＳＴＥＣ Ｃｏ．，Ｌｔｄ．と表示する。	（商号） 第１条　（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １　ソフトウェア技術開発および販売 ２　上記に付帯する事業	（目的） 第２条　（現行どおり）
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。	（本店の所在地） 第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １　取締役会 ２　監査役 ３　監査役会 ４　会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １　取締役会 ２　監査等委員会 （削除） ３　会計監査人
（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	（公告方法） 第５条　（現行どおり）
第２章　株式	**第２章　株式**
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　（現行どおり）
（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。	（単元株式数） 第７条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（自己の株式の取得） 第８条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。	（自己の株式の取得） 第８条　（現行どおり）
（単元未満株式についての権利） 第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １　会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 ３　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	（単元未満株式についての権利） 第９条　（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第10条　（現行どおり）
（株式取扱規則） 第11条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第11条　当会社の株主の権利行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第３章　株主総会	**第３章　株主総会**
（株主総会の招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年２月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。	（株主総会の招集） 第12条　（現行どおり）
（定時株主総会の基準日） 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。	（定時株主総会の基準日） 第13条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（株主総会の招集権者および議長） 第14条　株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2　代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。	（株主総会の招集権者および議長） 第14条　（現行どおり）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　（現行どおり）
（株主総会の決議） 第16条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	（株主総会の決議） 第16条　（現行どおり）
（議決権の代理行使） 第17条　株主は、議決権を有する当会社の他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2　前項の場合、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。	（議決権の代理行使） 第17条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	**第４章　取締役および取締役会**
（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 2　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（新設）	
（取締役の選任） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	（取締役の選任） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

現行定款	変更案
2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第２項～第３項　　（現行どおり）
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　補欠または増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了すべき時までとする。
（新設）	3　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	4　当会社は、会社法第329条第３項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新設）	5　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集） 第21条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長になる。 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 2　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の５日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。	（取締役会の招集） 第21条　　（現行どおり） 2　取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の５日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって監査等委員以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

現行定款	変更案
2　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	2　取締役会は、その決議によって、監査等委員以外の取締役の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（報酬等） 第23条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第23条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役会の決議の省略） 第24条　当会社は、会社法第370条の規定により、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第24条　当会社は、会社法第370条の規定により、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（重要な業務執行の委任） 第25条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会規程） 第25条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第26条　（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第26条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（取締役の責任免除） 第27条　（現行どおり）
2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（監査役の員数） 第27条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第28条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（削除）
（監査役の任期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第30条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集） 第31条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の５日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。	（削除）
（報酬等） 第32条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（監査役の責任免除） 第34条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（削除）

現行定款	変更案
2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
（新設）	**第５章　監査等委員会**
（新設）	（監査等委員会の権限） 第28条　監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
（新設）	（常勤の監査等委員） 第29条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第30条　当会社の監査等委員会の招集通知は、会日の５日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 2　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第31条　当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　計算	**第６章　計算**
（事業年度） 第35条　当会社の事業年度は、毎年12月１日から翌年11月30日までの１年とする。	（事業年度） 第32条　（現行どおり）
（剰余金の配当の基準日） 第36条　当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。 2　当会社は取締役会の決議により、毎年５月31日を基準日として中間配当を行うことができる。	（剰余金の配当の基準日） 第33条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（配当金の除斥期間等） 第37条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。 ２　前項に定める金銭には利息をつけない。	（配当金の除斥期間等） 第34条　（現行どおり）
（新設）	**附則** 第１条　当会社は、平成28年２月25日開催の当会社第45回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　平成28年２月25日開催の当会社第45回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役７名全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）６名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	神山　茂（かみやま　しげる） （昭和11年10月19日生）	昭和46年７月　株式会社ジャステック設立 当社代表取締役社長 平成22年２月　取締役会長（現任）	2,953,600株
2	中谷　昇（なかたに　のぼる） （昭和39年１月16日生）	昭和62年４月　キヤノン株式会社入社 平成13年９月　デロイト＆トウシュLLP入社 平成15年１月　当社入社 平成16年５月　JASTEC International, Inc.代表取締役社長 平成17年３月　LTU Technologies S.A.S.代表取締役会長 平成20年２月　取締役 平成22年２月　代表取締役最高経営責任者社長（現任） 平成27年４月　JASTEC France S.A.S.代表取締役社長（現任）	73,100株
3	太田　忠雄（おおた　ただお） （昭和23年４月６日生）	昭和50年４月　当社入社 昭和62年２月　取締役製造部門担当補佐 平成２年12月　取締役製造部長 平成10年12月　常務取締役システム第二事業部長 平成15年12月　常務取締役営業本部本部長 平成16年２月　常務取締役　兼常務執行役員営業本部本部長 平成21年12月　取締役常務執行役員営業本部本部長 平成27年12月　取締役常務執行役員営業本部管掌 コンサルティング＆マーケティング担当（現任）	220,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	市田 行雄（いちだ ゆきお） （昭和23年５月17日生）	昭和50年１月　当社入社 昭和62年２月　取締役営業部門担当 平成元年12月　取締役人材開拓部長 平成２年12月　取締役営業部長 平成10年12月　常務取締役システム第一事業部営業部長 平成16年２月　常務取締役　兼常務執行役員営業本部副本部長 平成20年12月　常務取締役　兼常務執行役員製造本部本部長 平成21年12月　取締役常務執行役員製造本部本部長 平成25年12月　取締役常務執行役員総務経理本部本部長 兼総務部長　兼人材開拓部長 平成27年６月　取締役常務執行役員総務経理本部本部長 兼総務部長　兼人材開拓部長　兼情報システム部長（現任） 平成27年12月　取締役常務執行役員購買部管掌 総務経理本部本部長 兼総務部長　兼人材開拓部長　兼情報システム部長（現任）	220,000株
5	宮本 伸二（みやもと しんじ） （昭和37年２月20日生）	昭和61年４月　当社入社 平成15年12月　製造本部製造部長 平成23年12月　製造本部副本部長　兼製造１部長 平成24年12月　製造本部副本部長　兼製造１部長　兼技術部長 平成25年２月　取締役執行役員製造本部副本部長　兼製造１部長　兼技術部長 平成26年12月　取締役執行役員製造本部本部長　兼製造１部長　兼技術部長 平成27年12月　取締役執行役員技術部管掌 製造本部本部長　兼製造１部長　兼教育部長（現任）	18,900株
6	村中 英俊（むらなか ひでとし） （昭和39年４月25日生）	昭和63年４月　当社入社 平成15年12月　製造本部製造部長 平成22年12月　製造本部副本部長　兼情報システム部長 平成23年12月　製造本部本部長　兼製造４部長　兼情報システム部長 平成24年２月　取締役執行役員製造本部本部長　兼製造４部長 兼情報システム部長 平成24年12月　取締役執行役員製造本部本部長　兼製造４部長 兼人材開拓部長　兼情報システム部長 平成25年12月　取締役執行役員製造本部本部長 兼製造４部長　兼情報システム部長 平成27年６月　取締役執行役員製造本部本部長　兼製造４部長 平成27年12月　取締役執行役員品質環境管理室長 兼情報セキュリティ管理室長（現任）	14,600株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者とした理由

①神山　茂氏は、当社創業以来、40年間代表取締役社長として、ソフトウェア会社のあるべき姿を追求する中で、ソフトウェア開発の生産管理にライフワークとして取り組み、国内外で特許を取得するなど、同業他社の追随を許さない且つ国際的にも秀逸した技術を確立しています。今後ともこの取組を継続していただくため、取締役候補者といたしました。

②中谷　昇氏は、平成22年に代表取締役社長に就任。当社の経営理念を継承し、国内事業の発展拡大はもとより、海外事業を推進し、国際優良企業を目指す経営を進めてきました。引き続き経営を主導していただくため、取締役候補者といたしました。

③太田　忠雄氏は、ソフトウェア開発部門の管理者として、わが国を代表する企業の数多くの基幹システムの開発に関わってきました。この経験を背景に、平成15年以降は営業の責任者として優良顧客に対し革新的提案力をもって開拓を進め、業績の拡大に貢献してきました。引き続き営業部門を主導していただくため、取締役候補者といたしました。

④市田　行雄氏は、ソフトウェア開発の経験を背景に、当社黎明期の営業を担当し、優良顧客の開拓を推進し、業績拡大に貢献してきました。その後、ソフトウェア開発部門の責任者を経て、総務経理、人材採用および社内情報システム等の業務管理を担当する中で、継続して会社基盤の充実に取り組んできました。この取組を継続していただくために、取締役候補者といたしました。

⑤宮本　伸二氏は、ソフトウェア開発の管理者として、幅広い業種の取引先のソフトウェア開発に関わった後、ソフトウェア開発部門あるいは技術部門の責任者を担当してきました。ソフトウェア開発部門の責任者を引き続き担当するとともに、教育部門の責任者を担当していただくために、取締役候補者といたしました。

⑥村中　英俊氏は、金融機関を中心に、数多くのソフトウェア開発に管理者として関わり、その後はソフトウェア開発部門、社内情報システムおよび人材開拓等々の管理者を担当してきました。今後は、品質環境および情報セキュリティに関わる業務の責任者を担当していただくために、取締役候補者といたしました。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	竹田　正人（たけだ　まさと） （昭和29年３月１日生）	昭和52年４月　株式会社ダイエー入社 平成16年５月　同社経理本部副本部長 平成16年５月　株式会社フォルクス社外監査役 平成18年２月　当社社外監査役 平成20年３月　ＳＢＳホールディングス株式会社社外監査役（現任） 平成20年４月　当社常勤社外監査役（現任）	2,000株
2	永島　豊（ながしま　ゆたか） （昭和26年12月10日生）	昭和52年10月　等松・青木監査法人（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和62年６月　公認会計士永島会計事務所開設　同所長（現任） 平成15年２月　当社社外監査役（現任） 平成17年７月　監査法人ベリタス代表社員（現任）	0株
3	松本　実（まつもと　みのる） （昭和32年２月16日生）	昭和58年10月　等松・青木監査法人（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 平成25年10月　松本実公認会計士事務所開設　同所長（現任） 平成26年６月　三信電気株式会社社外監査役（現任） 平成27年２月　当社社外監査役（現任） 平成27年６月　フォスター電機株式会社社外取締役（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．竹田　正人氏、永島　豊氏および松本　実氏は、社外取締役候補者であります。当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、改めて各氏を独立役員として届け出ることを予定しております。

３．監査等委員である取締役候補者とした理由

①竹田　正人氏は、他社の経理部門および監査役の要職を務め、また当社においても社外監査役として職務を適切に遂行してきました。企業経営に関する豊富な知識および経験から、当社の経営および監査等への貢献を期待し、社外取締役候補者といたしました。

②永島　豊氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当の知見を有する会計の専門家で、当社においては社外監査役の職務を適切に遂行してきました。当社の経営および監査等への貢献を期待し、社外取締役候補者といたしました。

③　松本　実氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当の知見を有しており、他社の社外監査役および社外取締役の要職を務め、また当社においても社外監査役として職務を適切に遂行してきました。培われた知見から、当社の経営および監査等への貢献を期待し、社外取締役候補者といたしました。

４．責任限定契約の内容の概要
当社は、竹田　正人氏、永島　豊氏および松本　実氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額であります。本議案が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約と同内容の契約を新たに締結する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
宮園　伸吾（みやぞの　しんご） （戸籍名：河村伸吾） （昭和54年２月５日生）	平成13年12月　新日本監査法人（現　新日本有限責任監査法人）入所 平成15年６月　あずさ監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入所 平成17年６月　株式会社リサ・パートナーズ入社 平成19年９月　株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ入社 平成23年４月　宮園会計事務所開設　同所長（現任） 平成25年７月　アスタミューゼ株式会社社外監査役（現任）	0株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．宮園　伸吾氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏が当社の社外取締役に就任する場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ることを予定しております。
３．補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由
宮園　伸吾氏は公認会計士および税理士として財務および会計に関する相当の知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
４．責任限定契約の内容の概要
宮園　伸吾氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任する場合は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額であります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬の額は、平成４年２月27日開催の第21回定時株主総会において、年額１億５千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨をご承認いただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額１億５千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は７名でありますが、第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は６名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の固定報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額３千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第８号議案　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）および従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

当社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、当社の取締役および従業員に対して、金銭の払い込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

２．新株予約権の発行要領

(1) 割り当て対象者

当社の取締役および従業員とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式160,900株（うち取締役に対する割当分26,000株）を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割り当ての場合を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる

ものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

1,609個（うち取締役に対する割当分260個）を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(4) 新株予約権と引き換えにする金銭の払い込みの要否

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③ 当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年４月１日から平成35年３月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由および条件

① 当社は、新株予約権者が(11)の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使しえなくなった場合または権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

(10) 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権の行使条件

① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

② 新株予約権者の相続人は、当該新株予約権を承継せず、これを行使することができない。

(12) 上記(2)ないし(11)に関する詳細および上記(2)ないし(11)に記載のない事項については、取締役会の決議によって定める。

３．取締役に対するストックオプション報酬額

当社の取締役の固定報酬の額は、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」が原案どおり承認可決された場合、年額１億５千万円以内となりますが、取締役の報酬と当社の株価および業績との連動性を高め、当社の取締役の株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めるため、上記の取締役の固定報酬の額とは別に、ストックオプションとして取締役に発行する新株予約権に関する報酬等の額を本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会開始の時まで年額２千万円を上限とする旨をご承認いただきたく存じます。ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た金額となります。

なお、対象となる取締役は、第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、６名となります。

また、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第９号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたします加藤浩一氏の在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額および贈呈の時期、方法等は、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
加藤浩一（かとう こういち）	平成24年２月　　当社取締役（現任）

第10号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には監査等委員会設置会社に移行し、監査役３名全員は本定時株主総会終結の時をもって、任期満了による退任となります。つきましては、監査役を退任される竹田　正人氏、永島　豊氏および松本　実氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額および贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
竹田正人（たけだ まさと）	平成18年２月　　当社社外監査役 平成20年４月　　当社常勤社外監査役（現任）
永島豊（ながしま ゆたか）	平成15年２月　　当社社外監査役（現任）
松本実（まつもと みのる）	平成27年２月　　当社社外監査役（現任）

以　上

（参考資料）

「監査等委員会設置会社」の概要

<table>
<tr>
<td>1</td>
<td>機関変更の内容
監査役会設置会社（従来）
↓
監査等委員会設置会社</td>
<td>
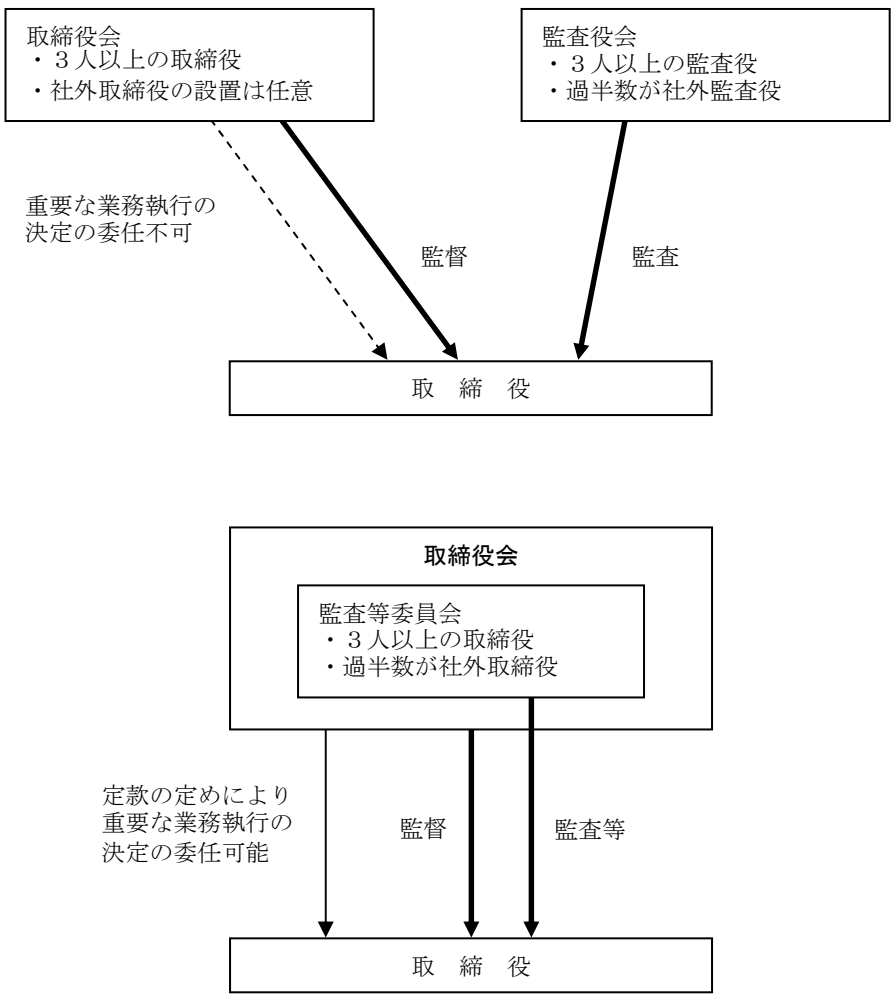

</td>
</tr>
<tr>
<td>2</td>
<td>監査等委員である取締役の具体的権限</td>
<td>従来の監査役の権限に加えて、次の権限が付与された。
１．取締役会で議決権を有する。
２．監査等委員でない取締役の選解任や報酬について、取締役会で当該議案の決定に関与し、株主総会で意見を述べることができる。</td>
</tr>
</table>

メモ欄

株主総会会場案内図

会　場　東京都港区白金台一丁目１番50号
シェラトン都ホテル東京「醍醐東」の間
（旧 都ホテル・東京）
電話　03－3447－3111

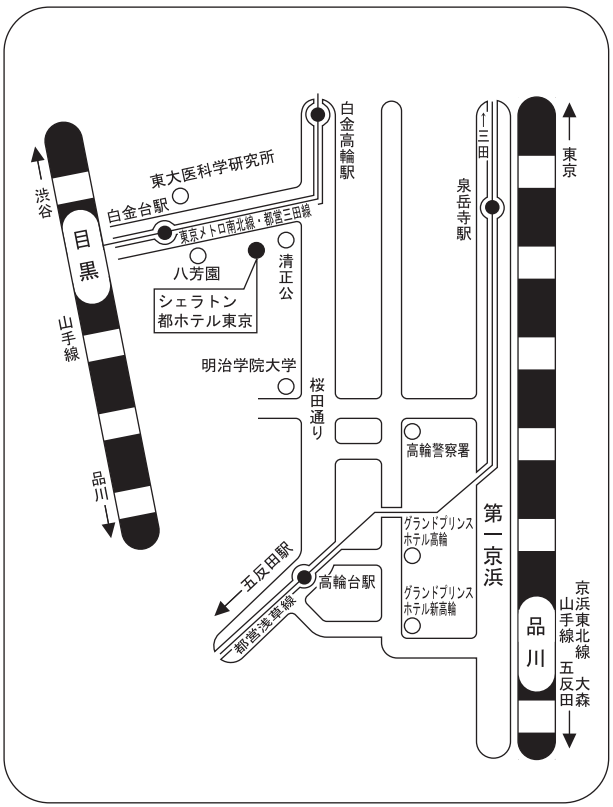

交通のご案内　東京メトロ南北線・都営三田線
白金台駅より徒歩４分
東京メトロ南北線・都営三田線
白金高輪駅より徒歩５分
ＪＲ線品川駅より都営バス〈品93系統〉目黒駅行『白金台駅前』にて下車。
ＪＲ線目黒駅より都営バス〈東98系統〉東京駅丸の内南口行『白金台駅前』にて下車。もしくは都営バス〈品93系統〉大井競馬場行『白金台駅前』にて下車。
ＪＲ線五反田駅より都営バス〈反94系統〉赤羽橋駅行『白金台一丁目』にて下車。